

令和5年度 第2回長野県国民健康保険運営協議会 次第

日 時 令和6年3月11日(月)
13時30分から15時15分まで
場 所 長野県庁本館特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

- (1) 令和6年度国保事業費納付金等の算定結果について・・・【資料1】
- (2) 令和6年度長野県国民健康保険特別会計予算(案)について・・・【資料2】
- (3) 令和6年度に長野県が実施する保健事業(案)について・・・【資料3】
- (4) 長野県国民健康保険運営方針の改定について・・・【資料4】

4 その他

- 今後の主な制度改正の予定について・・・【資料5】
- 長野県国民健康保険診療費の状況について・・・【資料6】

5 閉会

令和5年度第2回 長野県国民健康保険運営協議会
出席者名簿

(敬称略)

| 区分 | 所 属 名 | 役 職 名 | 氏名 | 備考 |
|-------------|--------------------------------|---------|--------|----|
| 公益代表 | 国立大学法人 信州大学 経法学部 | 教 授 | 増原 宏明 | |
| | 公立大学法人 長野県立大学 グローバルマネジメント学部 | 教 授 | 宮崎 紀枝 | |
| | 長野県弁護士会 | | 大井 基弘 | |
| 被保険者代表 | 池田町国保運営協議会 | 委 員 | 下條 葉子 | |
| | 長野県在宅看護職信濃の会 | | 北澤 万里子 | |
| | 公募委員 | | 宮島 葉子 | |
| 保険医・保険薬剤師代表 | 一般社団法人 長野県医師会 | 常 務 理 事 | 溝口 圭一 | |
| | 一般社団法人 長野県歯科医師会 | 副 会 長 | 大滝 祐吉 | |
| | 一般社団法人 長野県薬剤師会 | 副 会 長 | 石塚 豊 | |
| 被用者保険代表 | 健康保険組合連合会 長野連合会 | 事 務 局 長 | 奥村 誠二 | |
| | 全国健康保険協会 長野支部 | 支 部 長 | 清水 昭 | |

| | | | | | |
|-----|----------|---------|------------------|--------------------|--|
| 事務局 | 長野県健康福祉部 | 部 長 | 福田 雄一 | | |
| | | 国民健康保険室 | 室 長 | 西川 勉 | |
| | | | 課長補佐兼 支援・指導係長 | 近藤 雅美 | |
| | | | 国保運営係長 | 青木 孝史郎 | |
| | | | 主 査 | 榊 大裕 | |
| | | | 主査保健師 | 菅原 歩 | |
| | | | 主 任 | 川面 貴司 | |
| | | | 主 任 | 矢澤 亮太 | |
| | | | 主 事 | 加藤 慧 | |
| | 主 事 | 高井 航 | | | |
| | 主 事 | 井上 晴子 | | | |
| 市町村 | 安曇野市 | 国保年金課長 | 新保 賀朗 | (同席) 主査 遠藤 聡美 | |
| | 野沢温泉村 | 民生課長 | 米持 正徳 | (代理) 住民係長 大口 英麿 | |

長野県国民健康保険運営協議会運営要綱

(目的)

第1条 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第11条の規定による長野県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 長野県国民健康保険の財政運営に関すること。
- (2) 長野県国民健康保険運営方針に関すること。
- (3) その他の重要事項に関すること。

(委員の定数区分)

第3条 委員の定数区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(会長)

第4条 協議会に会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、委員全員がこれを選挙する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は第3条各号に掲げる委員各1人以上が出席し、かつ委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決すところによる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、長野県健康福祉部健康増進課国民健康保険室に置き、県及び「長野県・市町村国保運営連携会議」の委員が属する市町村で組織する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(長野県国民健康保険運営協議会設置要綱の廃止)

2 長野県国民健康保険運営協議会設置要綱は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。